

---

コロナ禍での修学旅行に備えて

---

# 保険加入のご案内



# 学校旅行総合保険 [学校補償条項]

◎ご契約者 学校

◎対象旅行 学年単位以上で実施される旅行

※右記のご注意をご確認ください。

◎補償期間 自宅を出てから自宅に戻るまで

◎加入単位 参加者全員

※下記注1をご参照ください。



学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室などで、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。

学校行事の実施については教職員が同行し十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。

この保険を利用できるのは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、児童福祉法に定める保育所、法に基づく認定こども園に限ります。

## こんな時、保険金をお支払いします

### 学校緊急対応費用

旅行参加者に万一のことがあった場合に学校が負担する応対施設の借上費用、教員・家族の方の現地への派遣費用などをお支払いします。



### 賠償責任

国内旅行中の教員の不注意による事故に起因して、生徒もしくは第三者の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします。



### 弔慰費用

国内旅行中に万一旅行参加者の方が、ケガ・病気により死亡された場合には、学校が旅行参加者の法定相続人に対して支払う弔慰費用をお支払いします。

### こんなときの保険金はお支払いできません

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- …など

※詳しくは、「学校旅行総合保険・学校補償条項の概要」にてご確認ください。

## ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約タイプ		1	2	3
学校補償条項 (ご契約金額)	学校緊急対応費用 (1名あたり)	30万円	50万円	100万円
お支払いいただく保険料 (1名あたり) 保険期間 (保険のご契約期間)	賠償責任 (自己負担額) (10,000円)	身体障害 1名 5,000万円 財物損壊 1事故 5,000万円		1事故 10億円
	弔慰費用 (1名あたり)	50万円		
	日帰り	41円	56円	91円
	2日 (1泊2日)まで	44円	59円	97円
	3日 (2泊3日)まで	46円	62円	103円
	4日 (3泊4日)まで	49円	66円	108円
	5日 (4泊5日)まで	51円	69円	114円
	6日 (5泊6日)まで	53円	72円	120円
	7日 (6泊7日)まで	56円	76円	125円

注1:国内学校旅行に参加する生徒、引率の先生、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただきます。

注2:「感染症追加保険特約」がセットされております。

注3:旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。

注4:学校旅行総合保険1契約(学校補償条項・旅行参加者補償条項合算)の最低保険料は1,000円です。

注5:お支払い項目(補償項目)によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。

●お申込みに際しましては、参加者全員(添乗員は除きます)の名簿をご提出ください。

●人数変更の場合のお手続きは、2ページ下部をご覧ください。

●ご契約の際は、「学校旅行総合保険・学校補償条項の概要」にてご確認ください。

ご契約いただくタイプについて、補償や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向どおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

# もし生徒が修学旅行中に 新型コロナウイルスに感染したら？！

## 学校旅行総合保険（国内旅行）のご紹介 (学校補償条項・旅行参加者補償条項)

学校旅行総合保険には、学校の緊急対応費用や賠償リスク等に備えるための学校補償条項と、旅行参加者の万一の事故に備えるための旅行参加者補償条項がございます。コロナ禍での修学旅行開催に向けて下記をご参考いただき、予期しない万一の事故に備えて、学校旅行総合保険へのご加入をお勧めいたします。

### 万一、現地で生徒が発症したら・・・

下記の表は、生徒が修学旅行中に新型コロナ感染症を発症し、下記「保険金お支払いの3要件」(1)～(3)の全てを満たしたときに、学校旅行総合保険の補償項目でお支払いできる費用があるものを○、ないものを×で表しています。

補償内容の詳細については、学校旅行総合保険のパンフレットおよび重要事項説明書をご覧下さい。

負担した費用	学校緊急対応費用 (学校補償条項)	救援者費用 (旅行参加者補償条項)
◆ 往復交通費 ◆ 帰宅費用	本人  ○ 治療を継続中の被災者を現地から移送する費用(払戻しを受けた金額を除く)	○ 追加して支払った帰宅費用
	親族  ○ 1往復分	○ 被保険者1名につき2名分まで(1往復分)
	先生  ○ 1往復分	×
◆ 現地交通費 ◆ 電話代 ◆ ホテル代	本人  ×	×
	親族  ○	○ ホテル代:救援者1名につき14日分まで
	先生  ○	×
◆ 食事代	全員  ×	×

### ① 保険金お支払い3要件 (お支払いのためには(1)(2)(3)の全てを満たす必要があります)

#### 【お支払3要件】

- (1)旅行中に発症した病気※1もしくは旅行中のケガが原因であること
- (2)責任期間中(旅行期間中)に医師の治療を開始していること
- (3)その結果、予定していた旅行が不可能になり、離団※2したこと

※1 発病していない濃厚接触者は対象外です。

※2 一時離団・途中合流や隔離は、離団には該当しません。



# 国内旅行保険 [学校団体用プラン]

熱中症危険補償付

旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約セット

集合から解散までに発生した参加者のケガを手厚く補償!! ケガによる入通院を1日目から日額補償します。

◎対象旅行 JTBで旅行手配をした5名以上の学校団体旅行

◎補償期間 集合から解散まで

◎加入単位 参加者全員<sup>※注3</sup>

※下記注2をご参照ください。

## こんな時、保険金をお支払いします

### 傷害

旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合、治療のため入院・通院をした場合に、保険金をお支払いします。



### 個人賠償責任

誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償金などをお支払いします。



### 熱中症

天気の良い日に観光をしていたところ、急にめまいをおこし、病院で熱中症と診断され入院した、などの場合に保険金をお支払いします。



### こんなときの保険金はお支払いできません

●故意、犯罪行為、闘争行為等

●医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛

●妊娠・出産等、歯科疾病 …など

※詳しくは、「国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

## ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間(保険のご契約期間)		2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで		
ご契約タイプ		EB	ED	EF	FB	FD	FF	GB	GD	GF
保険金額 (基本)	死亡・後遺障害	4,015万円	2,515万円	994万円	3,952万円	2,452万円	962万円	3,909万円	2,409万円	962万円
	入院保険金日額	12,000円	10,000円	7,500円	12,000円	10,000円	7,300円	12,000円	10,000円	7,000円
	手術保険金 <sup>*</sup>	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。								
	通院保険金日額	8,000円	6,000円	4,500円	8,000円	6,000円	4,500円	8,000円	6,000円	4,500円
	特約 個人賠償責任 (自己負担額なし)	1,000万円								
合計保険料		700円	500円	300円	700円	500円	300円	700円	500円	300円

注1:保険期間(保険のご契約期間)は、旅行ご出発日を含めて計算します。「12月1日から12月4日」までの保険期間は、「4日(3泊4日)まで」となります。

注2:補償の対象となる期間は団体旅行の集合時から解散時までとなります。(各被保険者ごとに所定の集合場所に到着した時から、各被保険者ごとに所定の解散場所にて解散した時までとなります。)注3:添乗員は除きます。

注4:上表ご契約タイプ「EB」は、学校旅行総合保険【旅行参加者補償条項】のご契約タイプ「3」をご契約される場合には、ご加入いただけません。

注5:他のご契約タイプをご希望の方はお申出ください。

●人数変更の場合のお手続きは、2ページ下部をご覧ください。  
●ご契約の際は、「国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

※手術保険金とは、事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。)

ご契約いただくタイプについて、補償や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向どおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。